

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」といいます。）第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がありましたので、次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供します。

なお、法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に、氏名及び住所（団体にあつては、団体名、代表者の氏名及び所在地）並びに意見を述べる理由を記載した書面を添えて、令和五年三月三日から同年七月三日までに奈良県産業・観光・雇用振興部産業振興総合センターに到着するよう提出してください。

令和五年三月三日

奈良県知事 荒井正吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 テックランド香芝店・オークワ香芝インター店
所在地 香芝市上中一六ほか

二 変更しようとする事項

大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

1 駐車場の収容台数

（変更前）四五四台
（変更後）二三一台

2 駐輪場の収容台数

（変更前）七八台
（変更後）二七台

3 駐車場の自動車の出入口の数

（変更前）三箇所
（変更後）二箇所

三 変更する年月日

令和五年十月十五日

四 届出年月日

令和五年二月十四日

五 縦覧場所

奈良県産業・観光・雇用振興部産業振興総合センター

六 縦覧期間

令和五年三月三日から同年七月三日まで。ただし、奈良県の休日定める条例（平成元年三月奈良県条例第三十二号）第一条第一項に規定する県の休日を除きます。

七 縦覧時間

午前九時から午後五時まで